

# 平成27年第3回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月8日（火曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		一般質問
日程第 3	発議第2号	豊頃町議会会議規則の一部改正
日程第 4	発議第3号	豊頃町議会傍聴規則の一部改正
日程第 5	意見書案第8号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実 ・強化を求める意見書
日程第 6		議員の派遣
日程第 7		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出 (議会運営委員会、及び各常任委員会)
日程第 8		会期中の閉会

## ◎出席議員（9名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 菅谷誠君
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君
9番 藤田博規君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宮口孝君
副町長	石田貢君
教育長	菅原裕一君
農業委員会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	和田宏樹君
企画課長	柄崎明久君
住民課長	矢野利治君
福祉課長	岩城光洋君

産 業 課 長	山 本 芳 博 君
施 設 課 長	渡 部 邦 生 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	高 倉 明 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	富 田 秀 樹 君
子 育 て 支 援 所 長	瀬 尾 光 男 君
消 防 署 長	佐 藤 則 仁 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 井 伸 夫 君
庶 務 係 長	木 村 ひ と み 君

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示、及び4番相澤昌幸議員を指名します。

◎ 一般質問

- 藤田議長 日程第2 一般質問を行います。  
通告順により、1項目ごとに発言を許します。  
通告順番1、5番岩井明議員。
- 5番岩井議員 初めに、選挙権の年齢引き下げに対する対応についてお伺いいたします。  
公職選挙法が成立いたしまして、選挙権を持つ年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられることとなります。現在の高校生にとりまして来年7月予定の参議院選が初の投票機会となり、新生活を始める現高校生3年生が選挙権を行使するためには深い認識を持つことが必要となると私は考えております。  
実際に投票するには市区町村の選挙人名簿に登録されていなければなりません。また、選挙人名簿に登録されるには住民票がつくられた日から引き続き3カ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記載されている人、これが要件となります。来夏の参議院選では、この条件が複雑に絡んでくることになると私は考えております。  
選挙人名簿は選挙告示の前日を基準につくられますので、仮に投票日が来夏の7月24日、もしくは7月17日に想定いたしますと、3月28日及び4月5日までに転入した方が対象となるために、転入転出の真っ最中となり、選挙を棄権される方が多数出る可能性があると思います。  
このような複雑な時期に絡む選挙投票日を迎えるに当たりまして、町として新たに有権者となる若者に対し、選挙制度の概要や投票の意義など選挙に対する意識高揚のための方策、これをお伺いいたします。
- 藤田議長 宮口町長。
- 宮口町長 答弁を申し上げます。  
岩井議員のおっしゃるとおり、本年6月に公職選挙法の一部が改正され選挙権が年齢20歳か

ら18歳に引き下げられます。このことにつきましては、来年の参議院選選挙からというような見方もあるようでございます。また、この選挙権につきましては、国の選挙及び地方の首長、地方議員選挙ばかりでなく、海区漁業調整委員、さらには農業委員の関係も含まれており大変初めての選挙をする方については、困難を期するものというふうに思っております。

また、この引き下げについてはもう既にご存じのとおり20代、30代の非常に投票率が思わしくない、また国際的に見ても18歳からの選挙権を有する国が多い等々が挙げられております。国では学校現場で政治や選挙に関する学習の内容の充実を図ることとして高校向けの教材や指導用教材などを作成し、高校生に配布する予定でおります。

また、北海道では近い将来有権者となる高校生を対象に講義、模擬投票などを実施し、選挙の仕組みや投票参加の意義などを訴えていくような考えであります。特に、平成26年度からは選挙啓発高校生の出前講座などを実施しているところでございます。

本町といたしましては、残念ながら高等学校がありませんので、高校生への国・道と同様な対応はできませんが、広報を通じまして若い世代への啓発に努めていく考えでおります。また、事務的な手続、さらに日程等については、これまた事務方のほうで広報を通じて選挙権の漏れないようにできるだけ努力をしていく所存でございます。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今、町長がおっしゃられたとおり高校だとか、高校はないのですけれども、また学校だとかを通じまして、それでいろいろな対処を図られるというふうに理解しております。その点では私もそのとおりだと思います。それで条件などの違いはありますけれども、帯広市のこの選挙管理委員会とでは、この模擬投票などを行う出前講座、これは小学校のときから行ってきたと私は認識しております。18歳の選挙権の実施に伴いまして、中学校、高校へも対象を広げる考えでいると伺っております。

豊頃町に今、町長もおっしゃられたとおり高校はありませんけれども、町の選挙管理委員会等としても小学校、中学校はもとより近隣高校の周知の取り組みとあわせて、協力をしていくことが今後大切になると思います。今、そういうニュアンスで町長おっしゃられたと思うのですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 18歳から19歳の方々に主権者としての選挙権が与えられるわけですが、私は非常に危惧していることは、選挙権は与えられますけれども、それによってご存じのとおり公職選挙法の適用もされますし、また、少年法の関係、いろいろな法律の関係がありまして、本当に今の若い方にそこまで教育をしっかりと社会に出ても立派な人格を持って社会人として努めさせることが本当に今の段階では厳しい内容になっております。

今、中学生からもそういった社会的勉強が必要だというふうに私も思うし、この問題につきま

しては、また教育委員会とも十分協議しながら中学生においてどのような方法で政治、または町の振興のためにそういった方を選択するということの教育を植えつけることも大切だというふうに思っております。

今後におきましても、十分協議しながら、中学校における生徒の選挙に対する教育の勉強といましようか、将来主権者としての立場をどういう形になるのか十分検討していかなければならないと。あわせてやはり教育現場でも中立的な立場で生徒に指導することが一番肝要かというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

介護制度の改正に対する対応につきましてですけれども、日常生活で介護を必要としないで自立した生活のできる期間、これを健康寿命と言いますが、平成22年度の日本の平均寿命は男性が79歳強、そして女性が86歳強、これに対しまして健康寿命は男性が70歳強、女性は73歳強で、介護を必要とする期間は男性が9歳強、女性が12歳強あります。

この統計では約10年間で介護や医療が必要となる期間になり、超高齢化社会の今、平均寿命と健康寿命の差をどのようにして短縮するかが重要な問題となっております。

現在も介護認定者は増加しておりますけれども、比較的軽度な要介護者や要介護状態にいない高齢者を対象に、心身の機能や生活機能の低下、これを防ぐための介護予防事業の実施が義務づけられておりますけれども、現在までのこの取り組み状況と対象者の参加状況をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

本町の65歳以上の高齢人口は、平成26年度末現在で1,244名で、介護認定を受ける方は218名、約17パーセント強となっております。ただいまのとおり私もやはり平均寿命が延びても、健康寿命が延びないと大変本人も苦勞をしますが、家族の方も大変ご苦勞が多く、いかに健康寿命を延ばすかが今後も課題になってくるのではないかとこのように思っております。

ただいま申し上げましたうち、比較的軽度な要支援1及び要支援2の判定を受ける方は43名でございます、大体介護の認定者の約20パーセント近くになります。訪問介護や通所介護の介護予防を受けている現状でございます。また、介護の認定を受けていないが要支援、要介護の状態である可能性が高い高齢者を把握するために、毎年高齢者生涯教室等の機会を利用しまして基本チェックリストを実施しております。

平成26年度の実施状況でございますと139名中101名、約73パーセントの方が運動及び認知症並びに口腔機能の低下が見られ、2次予防高齢者という結果となっております。

本町では、2次予防高齢者を対象に転倒予防教室、脳いきいき教室、元気かみたべ教室を実施し、前年度は20名の方が参加され、生活機能の維持向上を図っている現状でございます。

さらに、福祉協議会への委託事業として生きがいデイサービス、いきいき健康教室などの事業も実施しており、自宅に閉じこもりがちな高齢者が明るく健康に生活でき、要介護、要支援状態への進行は抑制されるよう今後とも努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 今の数字から私も豊頃を全体的に回って歩いて調査しているところではございますけれども、この介護の状況、今130名を、そして今実際に行っているのが20名、社会福祉協議会等でもやっていると、そういう形に今申し述べられましたけれども、回って歩いてみると高齢者のこの予防に対する参加数が、割と今発表された数字は少ないのではないかと、そういうふうに関心される部分があります。そして、この参加数がこのように余り進展しないという状況のこの問題点をどのように考えているのかご説明願いたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 確かに全体から見ると数字が非常に少ない数字になっておりますけれども、それぞれの職員のほうでも努力を重ねて、できるだけ参加をしていただけるよう努力をしているところでございます。自分の体は自分で守ることが大切なのですが、なかなか、各家庭訪問をしながらもPRをしておりますけれども、今後も引き続き、この数字が上がるように職員一同努力するようしていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 この問題に関しましては、私もいろいろ勉強する機会がありまして、国のほうとか道のほうで、こういうように生活支援コーディネーター、そして、業態にかかわる研修というのをやってはいるのですけれども、これ自体は国からの現在の改正にかかわる形で、早い話が実際にいろいろな要望を押しつけると、投げているというのでしょうか、そういうような形に見受けられるわけです。町長以下皆さんもご苦労なさる面だと思いますけれども、しっかりと対応していただきたいと申し上げておきたいと思います。

次に移りますけれども、介護保険の改正でこの要支援1の人への訪問介護、ホームヘルプサービスですね、それと通所介護、デイサービス、これを介護保険予防給付の対象から外して市町村事業へと移行しております。

要支援者のホームヘルプ、デイサービスは2015年度から2017年度にかけて、市町村ごとにこの介護保険の給付、予備給付から外して地域支援事業、介護予防、そして日常生活支援の総合事業に置きかえられ、サービスの低下等が心配されておりますけれども、町として、今後どのように対応していくのかお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 本町におけるヘルパー派遣の訪問看護予防事業及びデイサービスの通所介護予防事業につきましては、それぞれ現在は社会福祉協議会と豊頃愛生協会が事業を実施している現状でございます。

本年4月に改正されました介護保険法により、議員がご質問のとおり要支援等要支援1と2の訪問や通所の介護予防事業が、市町村の総合事業として移管されることになりましたが、本町ではその時期を平成29年4月と考えており、各事業所と協議を進めているところでございます。総合事業が開始されても、これまでのサービスの提供を受けている方が従前どおりサービスを受けられるよう配慮するほか、総合事業開始後に新たにサービスの提供を受けることになった方へも従前同様に介護予防サービスを受けられるようしていかなければならないと考えております。

また、総合事業の移行による新たなサービスの提供についても、各事業者と協議をいたしますが、地域の実情に応じた様々なサービスの内容についても、あわせて今後検討してまいります。

さらに、事業者の福祉協議会や豊頃愛生協会に対しても、事業移行後において住民サービスの低下につながることをないよう、今後とも運営に協力していただき、財政支援を継続する所存でございます。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 前向きな答弁をありがとうございます。

総合事業に移行することは要支援の二つのサービスだけにとどまらない重大なねらいがあるというふうに私感じております。

一つには、要支援者のサービスで最も利用の多いこの二つのサービスを、全国一律の保険給付から市町村ごとの総合事業に移行させることによって軽程度の保険外し、この第一歩とすることです。第2に、サービスの提供主体を現行の介護保険事業者から住民ボランティア、無資格者によるサービスなど、多様なサービスに置きかえていくことで、コストの大幅な削減を図ることにあります。第3に、地域包括ケアを構成する五つの構成要素、介護と医療と住まい、生活支援、介護予防、この五つがありますけれども、その中から生活支援、介護予防につきまして主要な担い手を介護サービスから住民主体の互助サービスにすることによって、公的介護保険の範囲を大きく縮小し、自助、互助へと転換することに非常な危惧を感じることであります。

改定介護保険法ではこの予防給付の見直しについて、市町村はその実施時期を2017年の4月まで延期するという猶予期間をしております。これは現行の介護保険サービスの事業者のかわりになるようなサービス提供主体の確保が困難なためであると私は理解しております。

前向きな答弁いただきましたけれども、このような観点から本町では引き続き現在の要支援サービスの継続、利用者のサービス選択権の保障、地域での支え合いは自治体が責任を持って住民参加を得て整備をしていくことなどが今後とも必要不可欠と思われませんが、対応をお伺いいたし

ます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 法律的に、今、介護保険給付から町村の総合事業などに移行されることにつきましては、これは国の施策でございますのでかえることはできないわけでありまして、しかし、一番肝心なのは、そういった介護を受ける方々が今までどおり安心して暮らせるような方法、それには私はやはり何と言っても町村自治体が責任を持ちながら、その福祉の向上に努めなければならないというふうに考えております。

したがいまして、法律的に移行されても、できるだけ介護を受ける方については今までどおり何ら遜色なく介護を受けられるように努めていくのが行政だと思っております。

今後、また、十分法律的な内容、その対応等について関係担当者と協議しながら、今議員がおっしゃるように、できるだけ介護を受ける方に負担のかからないような努力をしていく所存でございます。

以上です。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 また関連の質問になって同じような答弁が出てくると思いますので、失礼と思えますけれども、今年4月から特別養護老人ホームへの新規入所原則要介護3以上に限定してしまいました。こうした中で、要介護1の人、入所の申し込みの対象からも排除すれば、行く宛のない介護難民が大量に生まれることも予想されまして、入所希望者の実態に即した対応、これが求められるとこのように私考えますけれども、町としてどのように対応するのかお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 改正介護保険法の施行によりまして、本年4月から、特別養護老人ホームの入所要件が、ただいまご質問のとおり新規入所時に原則要介護3以上の高齢者とするところになっているわけでありまして、このことにおきましては、限られた施設の中でより入所が必要とされる高齢者が、特養に入所することができるように在宅での生活が困難とされている中度、重度の要介護者を支えるためにも、施設として機能の重点を図る見直しでございます。

したがいまして、今までは順番が来ればある程度できましたけれども、今度の一つの条件として要介護3以上でなければ入所ができないような状況であります。しかしながら、要介護1、2の高齢者であっても、やむを得ない事情があり在宅での生活が著しく困難の場合については、市町村の適切な関与のもとに特例的に入所制度が認められております。

この特例入所制度につきましては、施設の入所検討委員会が判断するわけでありましてけれども、制度改正後は町の意見を求めて判断する状況から、介護の必要性や家族の状況等におきまして、介護支援専門委員や保健師などが必要な事情を収集し、より適切な、そして公平な意見を付して入所を決定するよう努めていく所存でございます。

これからも、そういった要介護3以下であっても特例がありますので、できるだけそういう生活困難な方については、福祉の向上のためにもしっかりと努めていきたいというふうに考えております。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 特養入居者の多くは介護度が重いと私は考えております。入居に至る理由は介護度だけではなく、介護者の状況や経済的な状況、さまざまな事情によりまして特養の入居が必要な方は大勢いらっしゃると思います。本来は、もっと特養が必要なんだというふうに私個人的には考えております。

今度は一定の要件を満たさなければ要介護3という事由にならないと、入居できなくなりました。今の町長の答弁では、さまざまな状況にあわせてやられるというふうにおっしゃられましたので、私も安堵しているのですが、さらに、介護1の方は待機者リストから外れてしまいます。引き続き、この状況を仕分けし、相談に乗るなどの対応で、家族の介護のための介護退職者や介護疲れによる悲惨な状況、これをつくり出すことのないよう対策が必要と考えております。何度も同じ答弁になるかと思いますが、対応をお伺いいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、私どもの入所施設でも大変待っている方が数多くいらっしゃるというふうに伺っております。特にそういう中でも、今、議員が指摘されるように非常に家庭的に困難で大変、また、独居的に介護を看てくれる人がいないというような、そういった家庭事情のある場合については、当然職員を派遣して事情を把握し、さらに入所検討委員会にはきちっとかけますけれども、できるだけ本人負担、家族負担のかからないように努力をしていきたいというふうに考えております。

ただ、介護3以上しか入れない制度になりましたし、この制度については私はやはりしっかりと自治体を守りながら、特別枠の中でそういった厳しい方々を救済することが必要かというふうに思っております。

今後ともご指摘のとおりできるだけ家族の方々、また、そういった家庭に相談に積極的に乗りながら、福祉の向上に努めていきたいというふうに思っています。

●藤田議長 岩井議員。

●5番岩井議員 社会保障制度というのは町民が生き生きと暮らしていくための基準だと私は考えております。一人一人の充実というのは、そうした基盤によって支えられているんだと、このようにも考えております。そのためにも、行政と町民がしっかりとこのまちづくりに協力し合うことが必要不可欠な今後の課題であると、このように申し述べまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●藤田議長 通告順番2、4番相澤昌幸議員。

●4番相澤議員 町有地の管理指導と町有地としての活用について、町内に長期間手つかずの民

有地があり、草木が鬱蒼としているため、火災やごみ等の不法投棄が懸念されるが、町として所有者に対し適正に管理するよう指導できないかを、まず質問させていただきます。

●藤田議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 答弁させていただきます。

今のご質問は、本当に全国的にも私の町を含めてですけれども空き地、空き家が急増しております。それによって大変いろいろな問題が発生しているのが事実でございます。

本町人口減少等に伴い、空き地・空き家は増加傾向にあります。行政としても収納対策を現在講じているところでございます。空き地につきましては、毎年、所有者には納税の通知をする際に適切な管理をするよう別に文書を同封して指導しているところでございます。また、長期にわたって放置されている民有地も見受けられますので、今後もさらに指導をしてまいりたいというふうに考えております。特に、住宅地に隣接している空き地などは雑草の繁茂が大変激しく、景観上も問題を生じているところであります。

加えて、害虫の発生や不法投棄を誘発する原因にもなります。周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれも生じるため、管理不良状態にあると認めた場合については、先ほども申し上げましたとおり、その都度雑草の除去、その他の措置をとるよう、これからも徹底的に指導していく考えでございます。

以上であります。

●藤田議長 相澤議員。

●4番相澤議員 昨年、豊頃の南町ではアパートが建設されました。しかし、公募もされずにアパートは満室であります。若者定住施策の観点から、住宅や宅地の確保、整備が必要と考えるが、町内の民有地を買収するなどして住宅環境の整備、あるいは介護施設の整備とするお考えはないのかどうか、再度お聞きいたします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 若者の定住施策につきましては、近年、私の町も人口が減少しております。特に、若者の定住するしないについては大変大きなかわりがあるわけでありまして。その中でも住宅環境の整備につきましては、移住定住対策が最も重要な課題の一つでもあります。

今、本町ではこれらを解消するために住宅の取得補助金、さらには民間賃貸住宅の建設補助、民間賃貸住宅の家賃補助などを積極的に取り組んでいるところでございます。また、民間賃貸住宅につきましては、現在、豊頃南町町有地に若者世代向けの住宅として誘致を進めており、分譲地につきましては平成26年度で全て区画が販売されている現状でありますので、これらの問題についても今後早急に検討をしていく考えであります。

相澤議員のご質問がありまして、必要に応じて民有地についても、その土地の利用を地主と十分協議しながら、できれば本町の住宅環境向上の上にも積極的に購入などを進めていく考えであります。

以上です。

●藤田議長 相澤議員。

●4番相澤議員 どうぞよろしくお願いを申し上げまして、私の質問とかえさせていただきます。ありがとうございました。

●藤田議長 通告順番3、2番小笠原茂人議員。

●2番小笠原議員 私は今回、全国学力・学習状況調査について質問をさせていただきます。

文部科学省及び道教委は、ことし4月に実施した全国の小学校6年生と中学3年生を対象とした全国学力テストの結果を8月25日に公表いたしました。道内分、管内別の結果も含めて検証分析し、11月にも公表するとしているが、昨年の結果も含め、現在の豊頃町の該当する児童生徒の学力や、学習状況はどのような水準なのか、菅原教育長にご説明をお願いいたします。

●藤田議長 菅原教育長。

●菅原教育長 答弁申し上げます。

8月25日に公表されました全国学力・学習状況調査結果概要は、文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るということを目的に平成19年度から実施しており、今年度はこの4月21日に国語、算数、中学校においては数学の2教科に3年ぶりに理科も加えた教科に関する調査と、質問紙による調査を行ったものであります。

今回の結果につきましては、各市町村教育委員会には当該市町村の関係分についてのみが送付されています。したがって、十勝管内の状況につきましては北海道教育委員会が別に公表するものと考えております。

次に、本町の状況につきましては、例年同様、本町の小中学生の学力学習習慣や生活習慣について、今後、町教育研究所において調査分析等を行い、その状況や傾向、今後の取り組みなどに関して広報やホームページにより公表することとしていますが、ご質問の昨年度につきましては、昨年12月に町広報に掲載し町民の皆様にお知らせしたところであります。

小学校につきましては、全国・全道の平均をやや下回る結果であります。中学校につきましては、全国・全道平均とほぼ同様の結果でありました。また、質問紙調査におきましては、自尊心や夢、目標を持つということが高い数値を示しました。さらに、今年度につきましては、小中学校とも全ての教科において全道・全国を上回る状況となりました。

学校における授業の改善、学習の補充、家庭学習の定着への取り組みなどの、それぞれの取り組み効果があらわれてきたものと思われまます。今後もこの維持向上に向け、学校と家庭が連携協力して取り組んでいかなければならないものと考えております。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 このたびの全国学力テストの結果、47都道府県別の順位では、小学校算数

Aが最下位など小学校が4教科で40位台となり、中学生が30位、道内公立校の中学理科が全科目を通じて初めて全国平均を上回ったとなつてはいるが、道教委が抱える全科目で平均以上という目標は達成できなかったとしている。

我が町豊頃町の該当する児童生徒の学力・学習状況については、ただいま教育長の説明を聞く限り、去年においては平均以下ではなかったかということでございますけれども、本年度については平均以上ではないかということでございますので、今後も学習力の維持向上に向け、学校と家庭が連携協力していけるようご指導をよろしくお願いいたします。

関連でございますので、質問させていただきますが、今回の学力テストの結果、全国レベルにおいて、福井県、秋田県、石川県、富山県等は毎年上位にランキングされておりますが、北海道とは基本的に何が違うのか、教育長、お答えできる範囲でご説明をよろしくお願いいたします。

●藤田議長 菅原教育長。

●菅原教育長 詳細な資料については収集しておらず手元にありませんけれども、秋田県、それから北陸3県につきましては、今言われておりますことは20年前から、今北海道が取り組んでおります家庭学習や学習規律の取り組みについて、それぞれの活動が始まり、結果として、主体的な学習態度が身についたというふうに聞いております。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 今後も学力学習状況においては、模範となる他県のよいところを参考にし、少数精鋭の豊頃っ子が世に羽ばたいていくことをご期待いたします。

もう1件教育関連で質問させていただきます。

先般9月2日の教育行政報告において、ICT活用教育促進事業にかかわる実践指定校についての報告がございました。ICT、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーの総称で情報通信技術の事業における効果的な活用の実践校として、我が町の小学校2校が指定を受けた事業でございます。

現代の教育サイドにおいてIT化やインターネットにかかわる知識や技術の習得は必須条件となっております。が反面、インターネットが氾濫しているのも事実で、タブレット、ノート、デスクトップ、パソコン各種ゲーム機、スマートホン、アイホンなどの情報端末機の普及率は老若男女を問わず増大傾向にあります。

最近、これらの影響により子供の電腦化が問題視されているのも事実であり、過度の利用時間、のめり込み、ライン、ブログなど、またツイッター依存症から学習力の低下も懸念されております。このことの関連から、教育長にお聞きしたいのですが、町内小中学校の携帯電話、端末機器の所有率はどのくらいなのか、また、学校ごとの取り扱い事項はどうなっているのかお聞きします。

●藤田議長 菅原教育長。

●菅原教育長 小中学生の携帯、スマホ所有率につきましてでございますが、小学生の所有率については調査がいたしておりません。中学校につきましては、中学校がアンケート調査した結果があります。所有率にして34パーセントの子供が携帯、またはスマホを所有しております。さらに、日常的に親あるいは家族の物を使用させていただいているという中学生が約30パーセントおりました。小学生は先ほど申し上げましたように不明でございますけれども、小中学生とも学校持ち込みは禁止しております。

以上でございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 現在の状況をお聞きいたしましたけれども、小学生につきましては、そんなに持っている児童もいないのではないかと私思いますけれども、持っていたとしても親のものを持っているのではないかなというふうに思っております。

ただ、インターネットに関しては、行き過ぎのないよう、きちんと自制できる範囲で使用し、正しい知識の習得をお願いしたいのと、あくまでも教育の質の向上を図る道具として有意義に活用できることを私は望みます。

次に、豊頃町給食センターの調理不能時の対応マニュアルについてお聞きいたします。

先だって、7月24日に帯広市給食センターの炊飯ラインにおいて不具合が発生し、市内の小学校等に米飯が出せなかった問題が生じましたが、本町の給食センターにおいて同様の問題が発生した場合の対応マニュアルはどうなっているのか、ご説明をお願いいたします。教育長にお聞きいたします。

●藤田議長 菅原教育長。

●菅原教育長 議員ご質問の緊急時の対応マニュアルにつきましては、豊頃町給食センター用としては策定しておりません。ただし、緊急時の対応手引きという意味で、北海道教育委員会が道内学校における危機管理の指針として手引きを示しており、この中に児童生徒の事故、学校管理上の事故等にかかる指針が示されております。本町の給食センターにおきましては、この指針中の給食に関する部分を活用し、日常的に対応することといたしております。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 道教委では、トラブル時の対応は各市町村に任せているということですが、ただいまのご説明でわかったわけでございますけれども、我が町の給食センターの緊急時におけるリスク管理体制はどうなっているのか、また、今回の帯広市の問題ではご飯の代替品として、市の防災備蓄品でアルファ米の山菜おこわを1万8,000食の中から7,600食を活用されたと言っておりますが、豊頃町の実情と対応について教育長にお聞きいたします。

●藤田議長 菅原教育長。

●菅原教育長 代替食品につきましては、代替食品はあらかじめ用意はしていませんけれども、米につきましては1カ月分を購入していることから、翌日の食材を充当することも場合によって

はあり得るものであります。また、検食時に異常を感じた場合は、結果が出る前、直ちに食材を破棄し時間はかかっても別食材を提供したケースがございます。

また、ご質問の災害発生時のことでありますけれども、今後の大きな課題と考えております。各学校は災害発生時の避難所となっておりますことから、災害時はもちろん何らかの理由で給食が提供できない場合に利用できるような非常食を備蓄するなど、現在体制は整っておりませんが、災害対策本部と協議をさせていただきたいというふうに考えます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 我が町の給食センターにつきましては、帯広市と違いまして生徒数も少ないですし、こういう緊急時の対応につきましては、かなり敏速に対応できるのではないかと私は思っておりますけれども、ただ、やはり災害はいつやってくるかわからないということもございますので、その部分につきましては緊急時の備蓄品につきましては、またこういったものにも転用できるように、これからもよろしく願いいたします。

それから、給食センター関連の質問を続けさせていただきます。

我が町は地場産品を活用したふるさと給食を実施しております。第4次豊頃町まちづくり総合計画の中の学校給食の充実と生活標語の中に地場道産食材の利用割合を、40パーセントから目標値70パーセントと設定しているが、現状ではどのぐらいの利用値になっているのか、教育長にお聞きいたします。

●藤田議長 菅原教育長。

●菅原教育長 ご質問の第4次まちづくり総合計画策定時の、これは平成22年でありますけれども、道内産食材割合、現状では40パーセントでありましたものを目標数値70パーセントと計画したものであります。食材の安全安心確保を重点的に進めてきており、現在は道内産合計で86パーセントとなっているところでございます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 大方道内産食材を利用しているとのことではありますが、地元産のものとなると限りがあると思います。我が町には物産館がありますが、ここには農家の方がいろいろな野菜を持ち込み販売しております。例えばジャガイモ一つとっても、いろいろな種類があり、皮の色や肉の色、また肉質が全く違い食味も違います。十勝の秋の味覚を語るときジャガイモを欠かせませんが、品種の合う食材で給食を食べて楽しむのも食育には大事なことだと思います。給食センターにおけるジャガイモの品種は調理適正上メーカーインがメイン素材だと思っておりますけれども、今後はカラフルな食材の活用も視野に入れていただきたく、児童生徒の食育効果アップのためにも、ぜひともよろしく願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、教育長、よろしく願いいたします。

●藤田議長 菅原教育長。

●菅原教育長 86パーセントのうち全部を豊頃産のもので賄えるというのが理想でありますけ

れども、現実には冬期間なかなか難しいわけでありまして、あまり大きな数字になっていないというのが現状でございます。

また、ご指摘いただきましたジャガイモ等の活用については、もう十分に検討してまいりたいと思います。特に給食のメニューを決定する場合に、このメニューによって使用する食材が決定されますので、芋のほか各種の野菜等、十分子供さんに興味関心を持っていただけるような工夫をしてまいりたいというふうに考えます。

●藤田議長 小笠原議員。

●2番小笠原議員 ありがとうございます。前向きにご検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。何とぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

これで質問を終わらせていただきます。

●藤田議長 11時5分まで休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順番4、7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 過日通告いたしました。大きく私の質問内容は一つであります。地方創生に関しての一貫した質問内容になると思ひます。

創生総合戦略、特に今回の国政もそうですが、人口減少の対策に対する地方創生というのが非常に国の政策として中心的な施策であろうと、こういうふうにとらえたものですから、それに対する本町の関連する総合戦略、あわせて第4次まちづくり総合計画にかかわる取り組みという意味から質問をさせていただきます。

現在、本町でも取り組んでおります総合戦略の総合会議、これは庁舎内と町全体の組織の中でそういう検討会が設けられているということは認識しております。

まず、そういう意味からお聞きしたいのですが、平成26年の12月27日、人口減少に歯どめをして2060年には1億人の人口維持を目指すという国政政策、これが地方創生の長期ビジョン。したがって、これは2015年から5カ年の中でこれを策定しよう。これはご存じのように雇用創出ということがその中の第一課題。それにあわせて子育て支援等の具体的な政策を盛り込む。これはご存じのように、この15年中における地方版の総合戦略、これについての地方も努力せよと、あるいはそれらについての義務を課す、そのことによって交付金を交付するぞと、こういうような内容と、こういうふうに理解しております。

したがって、豊頃町は、これに沿って12月16日だったでしょうか、ふれ愛タウンの推進会議、これを第4次まちづくり総合計画に基づく諮問をし、答申も出た。このことは全体的に皆さんは町民も含めて理解をしているところであります。こういう件について、この内容について、

非常に国がやってきた総合戦略と豊頃町がかかわっているというか、進めている総合計画、これについての整合性と言いましょか、これらについて町の指導、そして理事者として、どのようにこれらの国策と本町の総合計画をうまく組み合わせるための考え方、これは政治家でないと、なかなか政策議論はできない。そこで、まず最初に町長にお伺いしたいと、そのように思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

本町における地方総合戦略等の策定につきましては、過日の行政報告でも申し上げたとおりですが、国が進める地方創生に関する諸問題につきまして、地方自治体における取り組みについては以前から本町においては課題とされているものであり、その施策のほとんどが第4次まちづくり総合計画に計画されており、既に積極的に取り組みを進めているところでございます。

しかし、ご質問のとおり人口問題につきましては非常に本町においても人口減少には歯どめがかからず、本町の合計特殊出生率も低迷していることから、これまで以上に積極的にその政策の推進が必要であると認識しているところでございます。

今後は、本年6月に国において示された「まち・ひと・しごと」創生基本指針であります内容を踏まえつつ、さらに一步踏み込んだ取り組みとするために、現在策定作業を行っております地方版総合戦略に盛り込んでいくよう取り進めているところでございます。

なお、この策定作業が終えた段階で議員の皆様にもご説明申し上げ、忌憚のないご意見をいただき、確かな総合戦略版に仕上げたいと思っているところでございます。特に、一番大切な人口問題でございますけれども、本町の人口の長期的見通しにつきましては、7月末の住民基本台帳によると3,334人を基準として、人口問題研究所の推計に比較しますと、10年後の2025年では推計人口が2,498人、現在の人口と比較しますと約25ポイントが減少され、さらに30年後の2045年には1,528人となるような推計をされているところでございます。これらにつきましても、それぞれの問題がありますけれども、今後は国にあわせたような人口推計でなく少しでも人口減少がとまるような、鈍くなるような形で総合戦略を作成している最中でございます。

以上でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 初日目の定例会のときに行政報告がございまして、内容について理解はしているわけであります。現在取り組んでいる行政の再度の推進本部、これについても12月までということの短期間で、これだけの大きな問題を抱えた人口減少解決の国政に対する宿題が、本当に全国的な観点から見ても本町はそれに沿って進められるかという、ちょっと短期間と内容が非常に大きいというか、これ将来的なことなものですから、それができるのかという私は不安を持ちました。

しかし、行政報告の中にありましたように、人口ビジョンとか総合戦略の策定に着手しているわけです。これはご存じのように新聞でも発表になりましたが、そのメンバー、委員は18名、オブザーバーが1名です。庁内で20名のスタッフで全部で40名ほどでこれらを策定するわけでありまして。12月という時限です。したがって、これについての作業というのは行政報告にあったように月に1回、このテンポでやるということは至難の業だというふうに私は感じておりました。人口減少は、今、町長のご答弁の中にあつたように、10年後には2,498人、今年度から見ると25.07ポイント減だというように示されています。

過去を振りかえてみますと、この私どもがふるさととして住んでよかつたまちづくりの総合計画も20年前は4,100人でありまして。それから追ってきますと、大体この推計が当たるなというふうに私はとらえております。特に全市で発表になりました日本創生会議の調査機関があります。本町もいずれは消滅する可能性の都市だというふうに、こういうような発表をされたわけですね。私はこれを見て大変なショックを受けました。したがって、そんなことは、これは愚痴になるかもしれませんが、そのための今回の創生会議、総合戦略については万難を配しても我が町を守るためといいますか、これは全く町民全体で、このことについては取り組まなければならないという強い私は感じをとりました。

したがって、今後についてのこの人口減少をとりあえず歯どめるといふことの対策というものについては、今、町長が人口推移についても若干触れていただきましたが、どのような食いとめ方をするかとうことを、現在行っている町政、私、これは非常に理解しています。大変な難問を極めて具体的な施策として、町政として宮口町長はお進めになっていることは評価いたしております。その件についての奇策、現在の対策、これについては落ち度がないかもしれませんが、何かそういうものと、それにあわせた今後の対策というのはどうあるべきかということが、ございましたらご答弁いただきたいと思ひます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 時間的には本当に厳しい時間設定で年内にそういった形をしなければならない各委員さんもそうですけれども、担当者、非常に厳しい時間を割きながら、今、努力をしております。ただ、国が示すというか民間の人口問題研究所が発表した問題については、将来豊頃町も非常に厳しくなりますよというような形ですけれども、私は基幹産業である農業を見ても、非常に農業は戸数は減っておりますけれども、それぞれ大きな面積を持って努力しております。特に昨年はかつてないような水揚げをして非常に安定した産業の一つでございます。

したがって、人口はある程度減りますけれども、だんだん減少率は私は鈍くなるのではないかというふうに思っております。単純に10年前から世帯数を比べますと、過日も申し上げましたとおりほとんど横ばいか、逆に世帯数が伸びております。それはなぜかと言うと、みんなそれぞれ個々の生活を大切にす形で、4人世帯が2世帯にして2人、2人という事情等もございまして、そういった中で人口をどのようにして増やすのではなくて減らす率をとめるかとい

うような考えです。

先ほどもちょっと相澤議員の答弁にも申し上げましたとおり、今、何と言っても定住、移住で住宅環境を整備しておりまして、住宅にかかわる助成・補助金等は積極的に行っております。建設から賃貸、家賃等の補助等、少しでも本町に定住していただくという形で人口を食いとめるような形をしてやっております。

また、どうしても若い方が結婚の率が少ない。したがって、子供さんもなかなか出生率も伸びませんが、子供教育に子育てに関しても、ご存じのとおりそれぞれの手当をしながら、出産のされたときから誕生日、さらには小学、中学校の医療の問題、さらには就学の問題、いろいろな形で助成をして、安心して住みやすいまちづくりのために頑張っているところでございます。

国のいう創生事業につきましても、現在総合計画の中にほとんど入っておりますから、そこから必要なものを早く実施をしなければならないものをピックアップして、早急にまとめておりますので、その辺は時間が厳しいですけれども、何とかその時間内にある程度国の創生事業の目的に沿った事務事業を進めております。その点についてはある程度、先ほども申し上げましたとおり、仕上がった段階でまた議員の皆さんに説明申し上げながら、意見をいただくというふうな考えを持っております。

したがって、即成果は出ませんが、できるだけ本町のまちづくりのために、人口、子育て、雇用促進に努力をされております。それはすぐ答えが、先ほど言ったように出るわけはありませんけれども、計画だけはしっかりと時間内にできるだけ頑張っておくというふうな思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 町長の前に進めたいという気持ちは理解いたします。しかし、非常に難問だなということも反面、先ほどと同じように感じております。ですから、今後においてせつかく全町における総合戦略、いわゆる地方版の策定の素案を今練りに練っていると思いますが、そういうものを進めるに当たって、町長の行政報告にもありまして、パブリックコメントを求めながらということもあるのです。

これは何かと言いますと、せつかく組織設置したものについての批判ではありません。そのすばらしい産学官金というのですが、産学官金、あるいはメディアも入っているわけです。ところが常識的に考えて、金のほうも豊頃の本当に限定された金融機関、あるいはメディアについても豊頃町だけのメディアでないよというところも、ちょっと私触れたんですね。そんなことを考えると産学官金、あるいはメディアの方々も入っている中における意見というのは、尊重はしますが、なかなか建設的な、あるいは発展的なとか、そういう意見が出しづらいなというところを感じました。ですから、町長はパブリックコメントを求めるぞということをおっしゃられたんと思

うんです。

ですから、もう少し裾野を広げた中の町民の極めて現場の方の直線的な実践者、そういう方々も片や、そういう組織化したほうがご意見聴取にいかがかと、こう思いますが、町長どうでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私は今回の総合戦略の委員ですけれども、各団体から今申し上げました産学官金の他町村の方々も私の町を見てこういう形にしたいこれが必要だという、いろいろな学識、それから経験等を持っておりますので、そういうことについて私心配はしておりせん。ただ、人数が多ければいいというわけでもありませんから、現在の段階ではそれぞれの代表者、さらには今言った産学官金の関係がいただいておりますけれども、問題ありませんというふうに思っております。また、パブリックコメントについては、まだまだでき上がった段階では素案をある程度公表しながら、また意見を求めるのも確かかなと。

それで、私はやはり先ほども申し上げましたとおり、でき上がった段階で議会議員の皆さんにも説明申し上げますので、またその時点においてもしっかりとしてアドバイスをいただければ、これまたさらに立派なものに仕上がるのではないかというふうに思っておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 前に進みます。

先ほど全体的な中の極めて具体的な人口減を食いとめるということも、その中に取り入れるということから、この③の人口増に向けては、それでは今後はどういう対策を今お考えなのか、あるいは今後こうしたらいいというお考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私は通常の考えというか常識的には人口増というのは非常にこれは厳しいと思えます。今の減少率をいかに食いとめるかが人口を定住させたりすることが当然だというふうに思っておりますけれども、なかなか私どものほうには高校もございませんし、もちろんそういった国の機関、道の機関がございません、あくまでも自力で頑張らなければならないのが現状であります。特に今回の総合戦略については、国、道が地方に切り捨てとは言いませんけれども、中央集権的な形をつくり上げた後、人口が伸びないから各自治体に頑張ると言っても、これはなかなかそう簡単に人口がふえるものではないというふうに私は思っております。

しかし、私どもの町に残された高齢者が多いですけれども、町民がやっぱり安心して住める、そして、暮らせるまちづくりが一番大事で、何でもかんでもよそから人を集めてでも町を維持するのでなくて、私は限られた人数でもいいですから、やっぱり安心して健康な人生を送れることが一番大切ではないかというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 非常に宮口町政は堅実だというふうに私も理解しているし評価しています。よくよく町長は身の丈に合った町政という表現を形容詞で使います。こうなりますと、確かに安心、住みよい、住んでよかった町になると思います。ただし、今回の総合戦略というのは、メインの課題は人口をふやすと、減らしちゃいかんと、それには雇用も創出しなきゃいかんというようなことは、定住であり人口であり、企業もそこに活性化して、その中で働くいわゆる雇用創出を見出していくんだぞということのこの宿題なんですね、地方自治体に対する。そうしますと、もう一步踏み込んでもらったほうがいいかなというふうに私は感じました。

したがって、今、町長のお考えや答弁の内容は、現状においてはそのように理解しますが、そうすると今後の対策の中で、もし、この本町の自然の与えてもらった条件と環境の中で豊頃町でもやれる、やってみたいという企業や、あるいは会社等が法人が、もし進出された場合、あるいはされる条件を整った場合は、私は若干なりとも、それらについての心配事といたしますか、懸念された事項というのは解決に向かう一步になると、こういうふうに考えます。

したがって、極めて具体的に言いますと、本町でも企業を誘致していいと、誘致したいという者の働きかけについては、町長いかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 当然人口、子育て、雇用、特に雇用の場を求めることについては企業誘致が一番適切だというふうに考えております。ただ、こういう時代ですから、何もかにも全て手を開いて来る方を求めるというのは非常にまた、行政としても危険なものがございますので、その辺は十分吟味しながら積極的に進めたいと。しかし、行政に携わっている私どもというのはある程度ノウハウというものは限られております。したがって、議員の皆さん方については、それぞれの職業をお持ちですので、いろいろなノウハウがあろうかと思うのです。どうかそういうノウハウがある方については、それぞれの状況、情報なりを提供していただければ、私どもは十分吟味をしながら、それで町の行政のできる範囲内で支援をすることは、もうやぶさかでないと思います。仮に、そういうようなすばらしい条件があれば、ぜひともご教示をいただいて、十分私ども検討させていただきたいというふうに思っております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 非常にそういうふうに、今の町長の考え方、私は尊重したいと思います。したがって、これは民官手を携えて、いわゆる今業務提携とか提携とかという言葉を使っていますが、そういう状況化を構築しながら、今後についての町発展のために、あるいは今の命題に少しでも近づく、そういう努力を議会の一員としてでも、私は今後協力を惜しまないでいきたいと、こういうふうに考えていますし、外の議員の皆さんもそのとおりでと思います。どうか、そういうような考えで、チャンスがあれば間口を広げて、そういう問題を受け入れるという態勢を力強く感

じましたので、次に進みます。

今後のまちづくりの施策について、これは極めて先の命題についての個々の論議になると思いますが、それについて極めて短時間で終わらせたいと思います。

特色ある観光資源、これは観光資源ということは、そこに定住するのではなくて中期でも短期でも長期でも、そこに住んでみたいという環境づくり観光資源という意味合いにとらえていただければありがたいと思いますが、その恵まれた豊頃町の観光資源について、ご認識ある内容で何か具体的にございましたら、これが豊頃の売り物だという観光資源を、町長ございましたらひとつご答弁いただきたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 観光資源と言われますと、非常に私の町も限られておりますけれども、しかし、本町は十勝川が太平洋に注いでおりますし、その海岸線ではご存じのとおり非常にたくさんの釣り人が楽しんでいる姿があり、また十勝河川敷地の中にあるはるにれの木に訪れる方も非常に多いようであります。また、海岸線には湖、沼、湖沼群がありますし、高山植物もきれいに咲いております。そして、野鳥も飛来するという非常に豊頃町は他の町と違って自然が豊かであります。こういった自然を大いに活用すべき問題が一つと。もう一つは、報徳のおしえの町でございまして、二宮尊徳さんの孫の尊親さんが開拓されて、それぞれ子供たち、大人まで他の町村にないぐらい優しい気持ちを持った町民が多いふうに自負しております。

私は、この観光資源をさらに利用して、今やっております東十勝ログトレイルの事業だとか、こうふく観光事業など、さらに財政的な支援も必要ですけれども、できるだけこれらを利用して幅を広めて本町の観光を道外にも訴えていきたいというふうに考えています。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 非常に適切に町長は豊頃町の特徴をとらえているなというふうに、今の答弁の内容で理解をしておりますので、ぜひとも、これを生かした観光資源というものをもっともっと大きくしてもらえればというふうに考えますし、また、関係団体にも、それらの働きかけを期待したいと思います。

次に移ります。

これも人口減をとめ増にするための福祉関係の質問なのですが、現在取り組んでいる町の福祉行政におけるメインです、これは、福祉ゾーンの整備ということと、あわせて福祉施設について質問させていただきます。

今後についてのこの福祉ゾーンのあり方、このことについてはあわせて茂岩高台の特老というものの将来の新築計画と、あわせてご質問をさせていただきます。

この茂岩高台の特別養護老人ホームについては現在の地域密着型介護福祉施設が完成する段階に計画的に、これは議論されたと記憶しています。築後もう相当、上の施設はたっていますし、

地域密着型については3年経過いたしました。もうそろそろその特別養護老人ホームの下に対する、下と申しますか今の地域密着型に連動する構想に着手と申しますか、構想的にあったものですから、それらについてのこれは、私、当時のを持ってまいりました、こういうように絵を描いているのですが、こういう理想的な将来の福祉ゾーンというものがあつたはずなのです。

これらについて町長は、愛生協会という民間なのでなかなか、そこに手を入れ込んでぐりぐりと引っ張るといふわけにないぞという感覚のものを持っていらっしゃるようですが、しかし、行政の立場からすると、今後のご老人の施設利用者に対する考え方から言うと、手をこまねいて俺は知らんぞという話にはならない。これについても地域密着型1億5,000万円ぐらい助成しているわけでありまして。ですから、そういうことから考えると、今後の考え方は福祉ゾーンと茂岩高台の特老の計画というものについて、あわせてどのように町長はお考えなのかお聞きしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 福祉ゾーンにつきましては過日も説明申し上げましたけれども、茂岩栄町を中心とした福祉ゾーンでございます。特に、ここには病院があり社会福祉協議会があり、さらには今年度から老人専用の建物とあわせて福祉拠点の建物を建設する予定であります。特に、特養施設の問題ですけれども、密着型については、もう既に建設終了しております、その空いている旧茂岩小学校のグラウンドも相当面積を持っておりますので、面積的には問題ないかと思っております。ただ、上の特養老人ホームにつきましては、もう33年ぐらい経過しているという話を聞いておりますが、建物は約50年もちますので、耐用年数からいけばまだ若干年数があります。しかし、現在の施設としては、その機能を果たすことのできないような施設になってきまして、いずれにいたしましても早急に計画なり検討をしていかなければならない時期に来ているかなというふうに思っております。

ただ、ご存じのとおりあくまでも法人格を有した法人でございまして、そこには理事さん方もいらっしゃいます。その方の協議なくして私ども勝手に建てる、移設するというわけにはいきません。あわせて、非常に膨大な資金も要するかと思います。

現在、私の財政的な面から見ても、一気にそういったお金を捻出することは非常に厳しい状況でありますので、将来にわたって計画を立てて、それに対する財政的支援をすることは可能でありますけれども、いかんせん、上のほうの施設の理事さん方の行動なり意思決定がなければ、本町としては正式にそういうものの土俵には上がることができないわけでありまして。今後、そういった意味では時間的にもある程度厳しい建物になっておりますので、法人の理解を得ながら前向きに建設等を検討していきたいというふうに考えております。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 この件について今後、非常にスパンの長いことになるかもしれませんが、地道に一段一段ステップアップしていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願

したいと思います。

次に入ります。③でございますが、福祉タクシーや福祉灯油の事業というのは、過日、決算審査議会のときにも報告ありましたが、現状については認識しているつもりであります。これも非常に対象者が生活の経済的に厳しい方の支援援助という理解をしているわけでありまして。あるいはタクシーを利用する方々というのは、やはりマイカーをお持ちでない、高齢について持てないという諸条件がかかわっているわけでありまして。ですから、この件について非常に町民の対象といいますか、該当者というのは喜んでおります。これは本当に私はよかった豊頃の政策だなというふうには受けとめております。ただし、その中で一つだけ、これは注文になってしまうのですが、その町民の方の生の声です、タクシーについては24枚、人によっては36枚ですが、年間ですね、そういう発行をさせていただいているのですね。利用については感謝しています。しかし、24枚では足りませんという方がございました。それはどこかと言うと茂岩の町に買い物に来る、役場に用事に来るといときには、やはり回数が頻度が高くなるので、仲間内で相乗りしてきているのですということなのですね。ですから、これは私ちょっと無理な話ではないでしょうか、これは皆さんオール町民でありませんので、限定された中についてはその町民の方にお話しました。しかし、限定的にできませんかと、例えば冬の場合には非常に交通便や交通量も車両も少ないと。そういうようなことで相乗りして間に合うのだけれども、春先から夏はどうしても利用頻度が高くなるんですという話でした。その辺を今度は、これは大いに検討事項だと思いますので、もしそういうようなことが許されるのであれば、それらについてご検討をいただければなということを感じている質問であります。

あわせて灯油も同じであります。現在灯油は大体20円から30円落ちています。これは永久でない私は受けとめてますので、これらについての状況も灯油価格の状況を見定めながら、随時柔軟にそれらについての対応は時限的でいい、期限的でいいという判断もやっぱりすべきなのかなというところを、私自身は感じました。したがって、それらについての検討要件として、今後できるかどうかという姿勢だけ、町長お聞かせいただけますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 最初に、タクシーの件でございますけれども、非常に今、大崎議員おっしゃるとおり町民からも大変私も喜ばれているのを聞いております。ただ、地方の遠いところについては年間36枚、また、交付枚数近いところは24枚。ただ、ちょっと今、ご指摘いただきましたけれども冬の間、特に自転車なんか使えない寒くなったり、雪が降ったりという期間については、今おっしゃるとおり財政的な支援もありますけれども、検討する余地は十分あると思います。これ内部でまた十分検討させていただきたいと思います。

それから、灯油の問題については、値段が安くなっても高くなっても実際は200リッターを出しております、ある程度冬期間に必要なリッターを出しております。したがって、安くなったから300リッターがいい、400リッターがいいのではなくて、ある程度必要に応じて

リッターを出しておりますから、これが仮に200円、300円になっても私どもは何とか冬の燃料代として厳しい老人家庭には200リッターを維持したいというふうに思っておりますので、単価によって量を多くすることは私は避けたいというふうに思っております。

以上でございます。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 時間がどんどん少なくなりましたので、非常に今の町長の答弁の内容説明で理解をいたしました。本当に灯油についても200リッター、あるいは換算してというような配慮をいただいていることについては、町民非常に感謝をしているように思います。

次に、これもそういうような福祉関係ができることによって、豊頃町はやっぱり心温かい町だということで住んでみたいというご意見ですので、その辺をそうとらえていただければというふうに考えます。

次に、プレミアム商品券このことについては、初日目の補正予算でプレミアムが第5弾、6弾まで行ったのですね、869万6,000円。それから、商工会についての市街地の環境整備に59万4,000円だったですか、そういうものが補正を決めていただきましたということで、これについても商工会のメンバーの方々は非常に喜んでおります。

ただ、これからの質問は、このことが町制50周年記念ということで25パーセントの還元率、これが確立されて年度内にこれが執行されるわけです。しかし、これについては、ご存じのように先ほどの地方版の総合戦略では豊頃町は平成18年にこれをやっているわけです。もう先進地なのですね、プレミアム商品券については、ですから、これに今の石破茂担当大臣が気がついたのかもしれませんが、しかし、これが全国にこのプレミアム商品券という格好で全国的なこれは反響が出たんですね。これはどっかからこれはヒントを得たのだと思います。決して豊頃というふうには言えませんが、少なくとも過日私は、大阪、東京に24、25日に行きましたが、電車の中に神奈川県の商品券500円がデザインしたものが張ってありました。早く買えということです。そして早く地域で使いなさいということを書いてました。これは豊頃はもう平成18年ですから10年前に豊頃は実行しているわけです。そういうような意味から、今後この町制50周年という境で、この25パーセントが終わるのかなと、あるいは夢を持たせてそのまま何年か続くのかなというような期待感がありますので、その辺の考え方をちょっと町長お願いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 プレミアム商品券につきまして非常に好評でございまして、ことしは50周年記念で5パーセント上げて25にいたしました。先ほども言いましたけれども、平成18年から始まって10年間です。私の町では10年間続いてきてございまして、もちろん商工会の会員の皆さんに大変お世話になって、この事業を進めてきたわけでありまして。

今、今年に限り国もこれに適用するというので、私の町もこの国の交付金、道の補助金事業

をいただいております。しかし、恐らく単年度で終わるかというふうに思っております。私どもは明年度からは、今の段階では元に戻り20パーセントで継続して、そして町民のために商工会のまた活性化のために、そして購買力、町外に流れないように努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 大崎議員。

●7番大崎議員 今回の質問内容について、非常に私8項目ほど細かいことについてお聞きしました。我が町の特色だとか特質というものを生かしたものの、これをやはり他の町村に類のない環境条件だとか、あるいは立地条件とか産業形態、あるいは先ほど町長も触れましたが、豊頃町には重い歴史の環境、歴史があります。そういうようなものとあわせて観光財産だとか観光資源、こういう検証をして総合的な戦略を他の町に味の無いようなものをひとつ策定していただきたいというふうに思っております。

今までの質問の、あるいは議論をした中で、この第4次総合計画をベースとした豊頃町のこの6、7年間というものを、これから進めるわけでありますので、ぜひとも地方版総合戦略政策の人口減を頭にメインボーンにして国政と、それから地方自治体というものについての課題をしっかりと解決していただきたいというふうに思っております。微力ながら一町民として、それらについてのご協力をぜひとも望んでおりますので、これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

●藤田議長 通告順番5、3番坂口尚示議員。

●3番坂口議員 農地における鹿の駆除対策についてお伺いいたしたいと思えます。

現在猟友会が中心となって農地における鹿の駆除を行っておりますが、頭数が減少しておらず、農作物への被害が拡大しているため、近隣町村等と連携・協力して国や道に対して大規模な駆除を行ってもらうような働きはできないかということでもあります。また、電木を使用しても下草の刈り取りが大変でありますし、頭数の減少にはつながらないため、何とか大規模な駆除を行ってほしいという働きをしてほしいものです。よろしく申し上げます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 答弁を申し上げます。

有害鳥獣駆除につきましては、本町の鳥獣被害防止計画のもとで本町の猟友会会員が30名いらっしゃいますが、全面的な協力を得て現在のように対策を講じているところでございます。

特に、エゾシカの駆除につきましては、一般狩猟期間とは別に、本町は独自に鹿の行動範囲が狭まる冬の間一斉駆除をしております。例年2月、3月であります。積極的に農林被害の軽減に努力をしてきたところでございます。一部道東で実施されました経緯であります。自衛隊の訓練と連携して駆除の実施においても大きな成果を得られない状況と聞いてございます。広範囲

に移動するエゾシカの大規模な駆除対策は非常に厳しいものがあると思うところであります。地道な駆除対策を継続し、個体数の抑制、減少を図ることが現実的なものと考えております。

このことから、猟友会の充実を図るために新規狩猟免許取得、狩猟税への助成を行うほか、わな猟の普及にも努めているところでございます。また、農作物の被害実施防衛として平成23年から3年間にわたり電気柵の導入補助を実施し、侵入防止対策を行ってきております。それぞれ適正な設置管理のもとに、一定の効果があるものと思っております。

ご指摘の国・道に対しての有害鳥獣被害対策の要望につきましては、十勝の町村会としても継続して要望をしているところでございます。特に、道へ要望する際には各全道的な首長からも、それぞれ厳しい意見を求められており、道では、今、現在約60万頭数近くに鹿がいるのではないかというふうには推定しておりますが、我が町で駆除すれば、必ず隣の町へ、隣の町から隣と、なかなかこの鹿を一斉に駆除して一斉に減量するというのは非常に厳しい問題もありますが、各町村協力しながらお互いにまた情報を交換しながら、適切な処理のもとに努力を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 坂口議員。

●3番坂口議員 今、猟友会を中心にとおっしゃられていますけれども、捕った以上に産まれる頭数のほうが多いように思うのですよね。先ほども言いましたように電気木柵で囲っておっても、何ら解決には至らないということなのです。どうしてもやっぱり頭数減が絶対的な目標であって、今後そういうところをやってほしいなど。前回白糠のほうで自衛隊と関連してやっておりましたけれども、自衛隊が鹿を捕ったわけではなくて、ここにいますよとって猟友会が捕ったと聞いているのですよね。猟友会もやっぱり動ける範囲というのは決まっていると思うのですよ。冬山にでも自衛隊の人がそこで捕ってくれないと、ここにいますよでは場所的に山に入っているわけですから、解決にはならないと思うのですよ。だから、私は自衛隊かなんかで大規模にやっていかないと、頭数減にはつながらないというふうに思っております。

また、十勝川の中に柳の木がいっぱい生えて、町でも伐採しているのですけれども、それを少ししか切らないと、やっぱり切った後からもすぐ生えて来るので、やっぱり大胆にもう鹿の住めない環境づくりをしてほしいなどということをお願いして、私の質問は終わります。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今後も、これから猟友会と協議をしながら、また、猟友会に支援をしながら努力をしていきたい。

もう一つ、自衛隊に関することもありましたけれども、非常に自衛隊は国の国防に関することはいいのですけれども、なかなか鹿になると試験的には行うこともあろうと思っておりますが、この点につきましても、また十勝の町村会のほうと協議しながら鹿の撲滅に対する行動を頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

- 藤田議長 これで、一般質問を終わります。  
昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

- 藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎ 発議第2号

- 藤田議長 日程第3 発議第2号豊頃町議会会議規則の一部改正ついてを議題とします。  
本案について、提出者の説明を求めます。

7番大崎英樹議員。

- 7番大崎議員 発議第2号。提出者、豊頃町議会議員大崎英樹、賛成者、豊頃議会議員菅谷誠、同上相澤昌幸、同上中村純也。

豊頃町議会会議規則の一部改正ついて。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものである。

豊頃町議会会議規則の一部を改正する規則。

豊頃町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

以上。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

- 藤田議長 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 発議第3号

●藤田議長 日程第4 発議第3号豊頃町議会傍聴規則の一部改正ついてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

7番大崎英樹議員。

●7番大崎議員 発議第3号。提出者、豊頃町議会議員大崎英樹、賛成者、豊頃議会議員菅谷誠、同上相澤昌幸、同上中村純也。

豊頃町議会傍聴規則の一部改正について。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、杖については削除するものである。

豊頃町議会傍聴規則の一部を改正する規則。

豊頃町議会傍聴規則(昭和62年議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「、つえ」を削る。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第8号

●藤田議長 日程第5 意見書案第8号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の件を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

4 番相澤昌幸議員。

●4 番相澤議員 意見書案第8号。提出者、豊頃町議会議員相澤昌幸、賛成者、豊頃町議会議員坂口尚示、同上菅谷誠、同上岩井明、同上小笠原茂人。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。

しかし、山村では、人口減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっている。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生対策等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な算入上限値3.5パーセント分を最大限確保するため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため、「森林整備加速化・林業再生対策」を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産業大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議員派遣の件

●藤田議長 日程第6 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書表を朗読させます。

高井事務局長。

●高井事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、十勝町村議会議長会主催議員研修会。

- ・ 目 的 議会の活性化に資するため。
- ・ 派遣期日 平成27年10月23日。
- ・ 派遣場所 士幌町。
- ・ 派遣議員 全議員。

2、札幌豊頃会。

- ・ 目 的 会員との交流及び親善のため。

- ・ 派遣期日 平成27年10月30日から同月31日。
- ・ 派遣場所 札幌市。
- ・ 派遣議員 藤田博規議長、菅谷誠議員、中村純也議員。

### 3、東京豊頃会。

- ・ 目的 会員との交流及び親善のため。
- ・ 派遣期日 平成27年11月14日から同月16日。
- ・ 派遣場所 東京都。
- ・ 派遣議員 藤田博規議長、大谷友則副議長、相澤昌幸議員。

以上です。

#### ●藤田議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

なお、この際、お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

#### ●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、それぞれ議員を派遣することに決定しました。

### ◎ 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

#### ●藤田議長 日程第7 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長及び産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長及び産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

#### ●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出の件のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

### ◎ 会期中の閉会

#### ●藤田議長 日程第8 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

◎ 閉議宣告

●藤田議長 これで、本日の会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●藤田議長 これをもって、平成27年第3回豊頃町議会定例会を閉会します。

午後 1時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員